

公立大学法人下関市立大学教員研修規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 30 号

改正 平成 29 年 3 月 3 日規程第 16 号
令和 2 年 7 月 31 日規程第 61 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教員（公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 19 年規則第 3 号。以下「就業規則」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する専任職員及び同項第 2 号に規定する有期雇用職員のうち、主として教育及び研究に従事する職員をいう。以下同じ。）の研究の充実及び教育能力増進を図り、もって法人運営の民主的かつ効果的推進を目的として、就業規則第 72 条及び公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 19 年規則第 4 号）第 77 条の規定に基づいて行う研修（以下「研修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員の責務)

第 2 条 教員は、研修を命じられた場合、これに従事しなければならない。

2 教員は、研修の実施に当たる機関が定める研修の効果的実施のために必要と認められる規律その他の定めに従わなければならない。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、教員の研修について、その必要性を把握するとともに、効果のある研修の実施に努めなければならない。

2 学長が必要と認めるときは、外部の機関に委託して研修を行うことができる。

(研修の実施)

第 4 条 教員は、教育研究及び学内業務に支障のない限り、勤務場所において、又は勤務場所を離れて研修を行うことができる。

2 学長は、研修対象者の推薦を、副学長及び所属長に求めることができる。

3 学長は、研修を受ける教員を決定した場合は、理事長に申し出なければならない。

(長期にわたる研修)

第 5 条 長期にわたる研修については、国内研修及び国外研修とする。

2 前項に規定する「長期にわたる研修」は、就業規則の適用を受ける者に限り実施するものとする。

3 研修の期間は、1 年を限度とする。ただし、これを超える必要があると学長が認めた場合は、1 年を限度に延長を命じることができる。

(国内研修)

第 6 条 前条第 1 項に規定する国内研修とは、教員を国内で研修させることをいう。

2 国内研修は、研修先を定めないで行う期間を設けることができる。

(国外研修)

第7条 第5条第1項に規定する国外研修とは、教員を国外で研修させることをいう。

2 国外研修は、研修先を定めないで行う期間を設けることができる。

(研修期間中の報酬等)

第8条 研修期間中は、研修先となる大学、研究所、その他機関において給与（これに相当する給付を含む。）を受けてはならない。ただし、兼業の許可を受けた場合は、この限りではない。

(研修に必要な経費等)

第9条 研修に係る旅費及び滞在費等は支給しない。

2 研修に係る旅費及び滞在費等を必要とする場合には、その一部又は全部について、学外からの助成を受けて行うことができる。

(その他)

第10条 その他教員の研修の実施について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日規程第16号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月31日規程第61号）

この規程は、令和2年7月31日から施行する。